

2023年11月10日

前橋市長 山本 龍 様
前橋市教育長 吉川 真由美 様
公営企業管理者 稲垣 則行 様

2024年度前橋市予算の編成に関する日本共産党の要望書

日本共産党前橋地区委員会
委員長 白鳥 淳一
日本共産党前橋市議団
長谷川 薫
小林 久子
近藤 好枝
吉田 直弘

はじめに

市民福祉の増進をめざす市政運営のご努力に敬意を表します。

いま、30年来の経済の停滞と暮らしの困難が続いている中で物価高騰が襲いかかっているため、市民生活はあっというまに苦しくなっています。したがって、前橋市政は、市民の暮らしを支える施策をさらに強め、市内の医療機関や福祉事業所、そして中小事業者や農家の経営を支援することが強く求められています。

同時に前橋市は、政府に対して、財界の要望に応じて続けてきた「コストカット型経済」を大本から切り替えることを求めるべきです。

特に、政府が進めた労働法制の規制緩和によって非正規雇用が全労働者の4割に拡大し、賃上げ抑制も続けられたために、実質賃金は26年間で年間64万円も減少しました。

また、年金給付の引き下げや医療・介護などの負担増など社会保障の連続的な切り捨てが行われ、法人税減税の穴埋めに消費税増税も進められたために、市民の暮らしの困難はあっというまに深刻になりました。さらに、数年来のコロナ禍も生活苦や経営困難を加速させました。

このような中で党市議団は、市民の暮らしを守り中小事業者を支える施策を最優先すべきと繰り返し指摘し、行政のデジタル化やデジタル田園都市国家構想の拙速な推進をやめるとともに、千代田町中心拠点地区再開発事業や新「道の駅」整備事業、そして駒寄スマートインターチェンジ周辺産業団地整備事業の規模を縮小するよう提言し、「がん検診の有料化」や「水道料金の値上げ」の中止を強く求めてきました。

このような観点から、来年度の予算の編成にあたっては、新たな都市計画道路や産業団地の整備事業などの不要不急の公共事業を見直し、市営住宅の改修や通学路の安全対策な

どの生活密着型の公共事業の推進や学校給食費の完全無料化や教員の増員など教育予算の増額などに十分な財源措置を講ずることを求めます。そのためにも財政調整基金や特別会計の基金を積極的に活用するよう要望します。

なお、本予算要望書は、市内の業者・医療・福祉・高齢者・女性・平和・教育など多くの分野の運動団体や労働組合などから広く寄せられた意見や要望を踏まえてまとめたものです。市民の切実な声を受け止めていただきますよう強く要望します。

1、DX推進の問題点について

- ① 前橋暮らしテック事業において民間企業が手を挙げているが、国のモデル事業を前提に採択するのではなく、市民ニーズに合致する事業を選択し、市民ニーズのない事業は実施しない。
- ② 株式会社めぶくランドが発行する『めぶくID』は本人同意で登録しているが、重要な個人情報を本人だけの同意・判断で各種サービスを提供する民間IT事業者に提供するための身分証明書というツールである。提供した個人情報が営利を目的とする民間企業で利活用されるだけでなく、さらに本人同意なく連携企業など外部に広く流出し利活用されビッグデータに集積しないようにルールを明確にする。
- ③ DX推進基盤となるマイナンバーカードの取得の押し付けや市の責任で提供すべき行政サービスの多くをICT企業に丸投げすることはやめる。
- ④ 自動運転バスの運行の実証実験では、公道での社会実験を実施しているが、全国では事故が発生しているので公道での実証実験は安易に広げない。
- ⑤ 個人情報保護条例が形骸化されており、市が保有する個人情報を匿名加工して民間企業に提供することはやめる。
- ⑥ AIチャットGPTやロボティクスなどを活用した行政のDX推進で、正規職員の削減や窓口サービスの後退はやめる。
- ⑦ マイナンバーカードの取得窓口の設置やマイナポイント付与、高齢者などのタクシー運賃助成制度マイタクの利用をカード保有者に限定し、公共交通などの乗換案内アプリGunMaaSや貸自転車ノルベの登録者などで、市民のマイナンバーカード保有率は75%になっており、カードを取得していない多くの市民やスマホを持たない市民が各種サービスから除外されないようにサービス提供できるようにカードとスマホの両方を利用できるようにする。

- ⑧ 政府は健康保険証や公金受取口座に続き、介護保険証や運転免許証までマイナンバーカードにひもづけて、事実上の義務化・市民カード化をめざしている。デジタル技術を使って市民の生活利便性を向上していくことは必要なことである。マイナ保険証の誤登録などのトラブルが続出している。個人情報の利活用を進めて民間企業のビジネスチャンスを拡大する国方針の追随はやめる。
- ⑨ 国に対し、カードの保有率を地方交付税の算定やデジタル交付金の申請、配分に反映させる方針に異議をあげ、自治体にカード取得を競わせ、政府の思いどおりにならない自治体には制裁を加えることはやめるように求める。

2、行財政改革及び市有施設の民営化方針と正規職員の削減問題等について

- ① テルサは売却に向けての選考をしているが、契約締結においてはこれまでの健康増進・文化振興施設の役割を民間事業者も果たすように事業者を求める。
- ② 3温泉施設は老朽化する施設を改修して安心して市民が利用できるように維持管理し、譲渡方針を撤回する。
- ③ 定員管理計画に基づく正規職員を削減し、会計年度任用職員や再任用職員に置き換えたため、市役所で働く職員の4人に1人が非正規職員となり、正規職員の時間外勤務が増えている。行政の民間委託を拡大など、市民サービスの低下をもたらす効率最優先の職員定数削減はやめて、正規職員の雇用を増やす。
- ④ これ以上会計年度任用職員を増やさず、正規職員を登用する。会計年度任用職員の給与を引き上げ、短期間の雇い止めを行わず、処遇改善を進める。特に、5年間同じ職場に勤めた場合は正規職員にする。また、勤勉手当の支給をする。
- ⑤ 女性職員の新規採用を増やし、幹部登用をさらに進めるとともに、各種審議会や委員会などに女性委員を増やす。
- ⑥ 住民の声を聴かないまま進めている公共施設再編計画は住民本位に見直す。たとえば、市営住宅の長寿命化計画についても、空き部屋解消に結び付くようなマネジメントを行う。
- ⑦ 公共工事などの予定価格の事前公表をしているが、引き続き、市職員のコンプライアンスを強めて官製談合を根絶するとともに、ダンピング受注や業者間談合による高値落札などの弊害が発生することのないよう、十分推移を注視するとともに、透明性の確保と公正な入札制度が維持されるよう留意する。

- ⑧ 工事契約においては予定価格の事前公表が行われているが、入札金額の積算内訳書の明示を求め、原材料単価や設計労務単価、法定福利費などが正確に積算されているか検証して不適切工事やダンピング受注を排除する。
- ⑨ 市公契約条例は、専門家や関係団体の意見を聴取し、職種ごとの下限報酬を決めるなど労働者の適正な労働条件を確保して、業務の質の確保を図り、下請け・孫請けに対しても市が責任を持つ実効性ある条例に改正する。そのためにも、提出された労働環境報告書通りに委託事業者や指定管理者の下で働く労働者や下請けの労働者の賃金や労働時間が守られているかどうかを確認するための抜き打ち調査を行う。
- ⑩ 市ホームページは必要な情報がトップ画面から検索しやすく、わかりやすいものに改善し、充実する。

3、税収納行政について

- ① 税滞納者に対する給与の差し押さえ及び事業者の売掛金の差し押さえは、離職や事業契約の打ち切りになる可能性が強いのでやめる。
- ② 生活保護世帯の税の滞納繰越金については、納税の意思を示したり同意があっても生活扶助費からの納付は憲法25条及び地方税法違反となるので、機械的な「滞納明細書」の送付を止め、直ちに執行停止する。
- ③ 税滞納者に分納誓約書を書かせて給与などから禁止額の差し押さえを行っていることは違法・脱法行為であるので直ちにやめる。
- ④ 先進自治体である滋賀県野洲市では、市民が相談に来た時にその人がどんな悩みを抱えているのかしっかりとつかみ、生活困窮から脱出する支援をしている。「くらし支えあい条例」を作り、市民を信頼し市民に寄り添って早期に支援介入して背景にある問題を解決していく取り組みをしている。たとえば、税滞納は生活困窮のシグナルとして活用して、生活自立支援を行っている。本市も、生活実態を無視した強権的な収納行政を改め、市税や国保税の滞納者に対しては丁寧に相談に乗り、減免制度の周知や福祉との連携を迅速にはかり、市民に寄り添った信頼される税収納行政に改める。

4、医療・福祉・介護の充実について

1) 介護サービスの充実

- ① 要介護者の生活支援を介護保険から外し、高齢者福祉の総合事業に組み入れる国の制度改悪に反対する。要支援サービスを保険給付に戻し、介護保険から要介護1・2を除外しないよう国に求める。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護が必要な要支援者にはことさら自立を押し付けず専門的な介護サービスを提供する。
- ③ 超高齢化社会に対応するための地域包括ケアシステムを推進にあたっては、要支援者を介護保険サービスから排除しない。
- ④ 介護保険事業では、一般会計の繰り入れや基金を取り崩して介護保険料を引き下げるとともに、国の負担割合を増額するよう求め、特に第1段階の保険料は無料とする。
- ⑤ 必要な介護サービスを利用できない低所得者対象の市独自の利用料減免制度を作る。
- ⑥ 特別養護老人ホームの市内の入所待機者は346人である。特別養護老人ホームの整備の促進を国に要望する。費用負担が重い有料老人施設等への入所が困難な待機者の解消に向け、第9期まえばしスマイルプランの策定にあたっては、必要に見合った増設計画を立て、特養施設の新増設をすすめる。そのためにも施設整備の国庫補助制度の復活を求めるとともに、県にも補助金の上乗せや介護人材確保のための支援強化を求める。

2) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 現在もコロナの感染は続いている。感染予防のためにもPCR検査は無料で受けられるようにする。特に、集団感染リスクの強い高齢者施設、障害者施設、保育施設の職員に抗原検査キットによるスクリーニング検査を実施する。
- ② 新型コロナは、「5類」に移行し全数把握から定点把握へと変わったが、県内及び市内の感染状況を医療機関や市民に周知し、適切な感染予防対策が取れるよう情報提供を実施する。
- ③ 受診控えによる重症化を防ぐため、入院、投薬の費用負担軽減のための公費支援を再開するよう国に要望する。本市独自の支援策を実施する。

- ④ 医療機関がコロナ専用病床を設けた際の補助金を今後も継続し、2022年10月以前の水準に戻すことや、医療機関がPCR・抗原検査を行った際の診療報酬の点数を元に戻すよう国に要望する。
- ⑤ ワクチン接種については、市民にワクチンの有効性・安全性とともに後遺症及び予防接種健康被害救済制度についての情報発信を丁寧に行う。希望する人が迅速にワクチン接種を受けられるよう、市医師会や医療機関と連携し接種体制を確保する。
- ⑥ コロナ後遺症にかかる支援・医療体制の強化を国・県に求める。
- ⑦ 2024年度以降も、ワクチンの無料接種を継続するよう国に求める。
- ⑧ 医療機関が水光熱費や医薬品・医療資機材の高騰で経営に苦しんでおり、コロナ感染症対応をより困難にしている。今後も予想される感染拡大の波に備えて、医療体制確保のために、ワクチン接種や発熱外来、感染者への治療や入院を担っている医療機関への財政支援の強化を国・県に求めるとともに、市独自の支援も継続実施する。
- ⑨ 2年以上にわたって保健所のひっ迫した状態が続いた。コロナに限らず感染症に十分に備えるため保健所職員のさらなる増員など感染症対応の抜本的な体制強化に取り組み、公衆衛生体制を確立する。

3) 地域医療体制の充実について

- ① 公立・公的医療機関等の再編統合計画を撤回するよう国に求める。済生会前橋病院は地域医療の拠点病院として重要な役割を担っており、県とも力を合わせ、国に統廃合の対象から除外し存続するよう強く求める。
- ② 群馬県が行った「令和3年度看護職員確保実態調査」では、前橋保険医療圏の多くの医療機関が看護職員及び看護補助者の不足を訴えた。医師の不足は深刻であり、医師・看護師の抜本的な増員が必要である。来年度策定する地域医療計画及び看護職員受給見通しについては、地域医療構想に基づく病床削減を前提とした計画とせず、医師・看護職員等医療従事者の抜本的な増員計画を策定するよう国・県に求める。

4) 国民健康保険・無料定額診療・後期高齢者医療保険制度について

- ① 国民健康保険への国費1兆円の投入で、18歳までの均等割を廃止するよう国に求めるとともに、市独自でも18歳までの均等割を廃止する。国保基金の活用と一般会計からの繰り入れで、国保税を1人1万円引き下げる。

- ② 県と連携して、国が示している「令和 8 年度までの都道府県での国民健康保険料・税水準の統一方針」の撤回を求める。
- ③ 国保法 44 条医療費窓口一部負担金減免制度を周知し利用を広げる。コロナ禍で所得が激減している加入者に減免制度を十分周知し、広く適用する。
- ④ 受診抑制を招く国保税滞納者への短期保険証、資格証明書の発行をやめる。
- ⑤ 国保税の申請減免の対象基準を見直し、前年度所得の 3 割以上の減収世帯から適用する。
- ⑥ 国保に傷病手当支給金制度を創設するように国に求めるとともに、当面は市独自で導入する。
- ⑦ 国に健康保険証の廃止方針の撤回を求めるとともに、マイナ保険証への一本化に反対する。
- ⑧ 後期高齢者医療保険制度については、窓口負担の 2 倍化引き上げが行われたが、受診控えを生じさせないため、特別に支払いが困難な高齢者対象の助成制度を創設するとともに、国に制度の改善を求める。保険料の抑制のために県後期高齢者医療財政安定化基金を活用するよう県に求める。
- ⑨ がん検診は、無料に戻し受診率を高める。
- ⑩ 無料低額診療の医療機関を増やす。薬局にも無料低額診療事業を適用するよう国に求めるとともに、市独自の支援を行う。

5) 高齢者福祉について

- ① 加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度の創設を国に求める。現行の高齢者補聴器購入助成制度は課税者も対象にし、購入助成上限金額を引き上げる。認知症予防にも効果のある補聴器装着の前提となる高齢者聴力検査を検診メニューに創設する。
- ② 緊急通報システムは、65 歳以上の希望するすべての高齢者を対象にする。高齢者補聴器購入助成事業とともに緊急通報システムの制度を広報などの媒体や老人会などの団体を通じて周知徹底する。

- ③ 高齢者のエアコン購入費補助事業を再開し、新規購入者に対象を限定せず、故障したエアコンの修理や買い替えも対象にした制度とし熱中症予防対策を強化する。
- ④ 敬老祝い金の給付基準日である9月15日を4月1日に改め、当該年度中に100歳、88歳を迎える高齢者全員に、祝い金を給付する。
- ⑤ 認知症初期集中支援チームの市民周知を抜本的に強化する。認知症当事者や家族が気軽に参加できる地域に身近な認知症カフェを抜本的に増やす。そのために認知症サポーター、オレンジパートナーの増員、質の向上を支援する。
- ⑥ 窓口のたらい回しを無くし、福祉・介護の相談にワンストップで対応し、施設入所などの支援に繋げることができる「福祉総合相談窓口」を設置する。

6) 障害者福祉について

- ① 障害者雇用の拡大に率先して取り組み、正規職員採用を軸にした法定雇用率の早期達成を目指す。市内企業に積極的に障害者の採用を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。
- ② 重度心身障害児・者の福祉医療（医療費無料制度）の所得制限の撤回を県に求める。
- ③ 障害者特別手当、障害者控除、高齢者介護慰労金について制度の周知と、対象者への利用を案内する。障害者特別手当は要介護4・5も対象になりうること、在宅要件はデイサービスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅も対象になることを周知する。障害者控除は、対象者に申請書を送付し、認定審査時に本人の同意を取るなど周知と利用を促進する。高齢者介護慰労金は、ケアマネや介護事業所とも連携し周知徹底をする。

7) 生活保護制度について

- ① 憲法25条が保障する生活保護制度を全市民に周知し、扶養照会の弾力化や6か月の暫定的な車の所有ができることなども紹介して生活保護制度の誤解を解消し、申請から決定までの期間を短縮して生活困窮者を迅速に救済する。
- ② 社会福祉協議会のコロナ対応の緊急小口資金、総合支援資金の借入金返済については、利用者の現在の暮らしや営業の実態を把握し、生活困窮が継続している場合は住民税課税世帯であっても、社会福祉協議会とも連携し免除及び返済猶予で救済する。コロ

ナ「5類」移行後も厳しい市民生活は続いている。特例貸付の再度の実施を国に求める。また、すでに貸付けを受けた人で生活困窮が続いている人には、再度の制度の利用ができるよう支援する。

- ③ 新規生活保護受給決定者だけでなく、熱中症対策としてすべての生活保護受給者へのエアコン設置と夏季加算の創設を国に求め、当面、電気代として夏場に月額1万円の市独自の助成制度を創設する。
- ④ 生活保護受給者へのきめ細かな対応が図れるようにケースワーカーを増員する。
- ⑤ 生活保護受給世帯の車の所有・使用については生活実態を詳細に把握し運用拡大を図る。

8)衛生・動物愛護について

- ① スズメバチの巣の駆除については、民地についても従前のように全額公費で実施する。
- ② 動物の殺処分ゼロを目指す本市のロードマップを策定する。動物愛護団体と連携し土日祝日の譲渡会の実施回数を増やす。獣医師会と連携し、動物の治療体制を強化する。そのために必要な職員体制を確保する。
- ③ 安中市のように動物愛護団体の保護活動を支援する補助金制度を創設するとともに、飼い主の終生飼育の啓発の取り組みを強化し、マイクロチップへの補助金を創設する。去勢・不妊手術への補助金を増額する。

5、安心して子育てできる保育施策の充実について

- ① 保育の質向上のためにも早急に保育職員の給与を引き上げ処遇改善する。国に対して給与の引き上げを求めるとともに、改善までの間、県にも支援を求め県・市単独で処遇改善を行う。
- ② 東地区の3歳未満児の保育所定員を増やすとともに、全ての子どもが希望する保育所に入れるように、公立保育所の3歳未満児の入所枠を拡大する。
- ③ 東地区で一時保育を実施する。

- ④ 保育の質の向上と安全確保のためにも、保育士の配置基準は0歳児は児童2対保育士1、1～2歳児は3対1、3歳以上児は15対1に拡充するよう国に求めるとともに、市独自でもさらに拡充する。
- ⑤ 発達障害児等が増えているので、障害児保育対策補助金を増額する。
- ⑥ 病児、病後児保育の対象施設を増やし充実する。
- ⑦ 保育士不足の解消を図るため、市独自の就労相談窓口を開設し、潜在保育士を掘り起こし、再就職につなげる。
- ⑧ 3歳未満児の保育料の無料化を国に求めるとともに、市独自の軽減策を拡充する。
- ⑨ 3歳以上児の給食費（副食費）の完全無償化を国に求め、市独自の実施も決断する。
- ⑩ アナフィラキシー以外の食物アレルギー児を障害児として広く認定し、職員加配の拡充を国に求めるとともに、市も独自で制度化する。アレルギー物質除去食費用の助成制度を国に求める。
- ⑪ 公設民営・民設民営などの運営形態に限らず、学童保育の保育料無料化をめざし、当面第3子の無料化と低所得世帯・多子世帯減免を実施する。
- ⑫ 学童保育指導員の処遇改善及び希望する高学年も利用できるように施設を増設し拡充する。
- ⑬ 児童虐待が増加しているので、市独自に児童相談所を設置する。当面は市独自の児童虐待の対策室（仮称）を設置して県の児童相談所と業務連携するとともに、開設のための年次整備計画を早期に具体化する。

6、教育の充実について

1) 学校教育の充実について

- ① 教員不足解消のために、県教育委員会に教員採用試験の合格者を増やし新規採用者を抜本的に増員するよう求める。
- ② 産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、代替者を措置できるよう採用に全力を挙げる。

- ③ 産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、教育委員会の指導主事を代替者として配置する。代替者確保のために、一定数の指導主事を教育委員会にプールする。
- ④ 定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくよう県教委に求める。
- ⑤ 小・中全学年で 30 人以下学級の早期実施を国・県に求め、市独自でも実施する。
- ⑥ 小中学校の 35 人学級の実施は加配教員からの流用ではなく、県費正規教員の増員により実施するよう県に要望するとともに、市独自でも正規教員の採用をおこない実施する。
- ⑦ 特別支援学級の 1 クラスの定数 8 人を減らし、教育の質を高めるよう国に求めるとともに、県教育委員会と連携し、市独自で少人数教育を実施する。
- ⑧ 全小中学校にホットルームを設置し、ホットルームティーチャーを配置する。
- ⑨ 小中学校の介助員や支援員を希望するすべての学級に配置する。
- ⑩ 子どもの貧困対策として、地域寺子屋事業などの学習支援とともに、民間団体が実施している子ども食堂・本市事業のフードバンク事業・子ども見守り宅食事業などの支援や事業内容をさらに充実強化する。
- ⑪ 子どもの安全を守るため、小中学校の老朽化した校舎や体育館・プール・グラウンドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの洋式化やエレベーター設置、熱中症や災害時の対応として重要な小中学校のすべての特別教室と体育館へのエアコン設置は、計画を前倒しして早急にすべての小中学校で実施する。
- ⑫ 人権侵害と暴力であるいじめの根絶をめざす。いじめの放置や隠ぺいは学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。父母、児童生徒がいじめ被害を訴えたときは直ちに現状の把握と、当事者を分離し、被害者を保護する。いじめの疑いがある段階で様子見せず、教職員と保護者で情報を共有し、被害者の安全を確保し加害者へも対応する。
- ⑬ 学校現場の長時間過密労働解消の具体的な対策をたてる。繁忙期に 1 日 10 時間労働まで認め、閑散期に労働時間を減らし平均 1 日当たり 8 時間に収めようとする 1 年単位の変形労働時間制の導入が検討されているが、本市においては教職員の多忙化や健康被害を招くので導入しない。

- ⑭ 中学校が実施している自衛隊への職場体験学習は、災害救助より軍事的職業の側面が強いのでただちに中止する。
- ⑮ ギガスクール構想は、教員の多忙化をまねかないように、教育委員会の画一的な学習や利活用モデルを押し付けないようにするとともに学校現場の教職員の主体性を尊重する。また、タブレットの通信料や破損・紛失・更新による負担を今後とも保護者に求めない。
- ⑯ タブレットの利用は、各種アプリのダウンロードも自由である。自宅での児童生徒の長時間のゲーム視聴などが問題となっており、タブレットの持ち帰りを含め使用方法を再検討する。
- ⑰ 就学援助制度の対象世帯を前年度所得ではなく、当年度の減収世帯も含む対応策を来年度も継続し、所得基準額を現在の生活保護基準の 1.1 倍から 1.3 倍に拡大する。国が認めている PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費・卒業アルバムに関する費用も制度の対象にする。申請は通年電子申請で行えるようにするとともに、年度途中や直接教育委員会で申請できることを周知する。申請書と案内の紙での配布及びタブレットへ定期的に発信する。保護者への通知は、プライバシー保護の観点から児童生徒への手渡しでなく郵送で行う。
- ⑱ 学校給食食材にはできる限り前橋産食材を使うなど地産地消につとめる。グリホサートが含有している小麦粉の使用を中止する。
- ⑲ 群馬県にも無料化を要望して、小中学校の給食費を完全無料化する。
- ⑳ 小学校の新 1 年生への黄色い帽子は、交通安全のためにも公費で全員に支給する。

2) 学校、教育施設におけるジェンダー平等の推進

- ① ジェンダー平等の立場から、制服は児童生徒の性自認を尊重し、本人の申告なしに男性用、女性用を問わず自由な制服を選択できるようにする。
- ② 学校のトイレについてもすべての児童生徒が性差を心配せずに利用できるように多目的トイレを全学校に整備する。既設の多目的トイレは、性差を問わず誰でも利用できることをすべての児童生徒、保護者に周知する。
- ③ 小中高校のトイレに生理用品を常備する。

- ④ 老朽化している宮城や上川淵公民館などの建て替えを急ぐとともに、市内公民館に多目的トイレや授乳室、エレベーター設置などの改修を実施する。

3)遊び場利用の推進、不登校の支援について

- ① 学校の希望に合わせて放課後の「遊び場」事業の稼働日数、開設時間を拡充し、指導員の確保と処遇改善を進める。
- ② 不登校児童・生徒の悩みを持つ家庭が相談し、交流ができる「不登校の親の会」（仮称）を市として設置する。
- ③ 不登校の児童生徒への支援を強化するため、市内フリースクールとの連携を進め、市内のフリースクール情報を配布する。フリースクールに通う児童生徒の費用負担の軽減措置を実施する。学校が安心してフリースクールを紹介し、児童生徒が安心してフリースクールを利用できるよう、フリースクールの定義に関する要項を整備する。岐阜市や岡崎市が実施するような「校内フリースクール」の設置について検討する。
- ④ 宮城幼稚園の跡利用は、学童を設置するとともに多世代型交流拠点施設を整備する。

4) 高等教育を受ける学生への支援

- ① 市内在住の大学生向け給付型奨学金制度を創設する。
- ② フードバンクと連携し、学生への食料支援を強める。

5) 芸術・文化財・図書館

- ① アーツ前橋の事業運営や作品管理業務などを抜本的に見直すとともに、市民の展示スペースを確保し、より市民に身近な美術館に改善する。学芸員の本来業務への専念を保障するためにも、非正規ではなく正規の学芸員を採用する。
- ② 文化財保護課の考古学専攻の専門員採用を今後も計画的に進め、専門知識、経験、技術の継承ができる体制を整備するとともに、文化財保存活用地域計画を策定し、文化財保護施策の充実を進める。
- ③ 収蔵施設の拡充と、収蔵庫に長年眠る考古資料の展示、活用を促進する。発掘調査報告書は、市立図書館本館で最新の報告書が閲覧できるようにする。現地説明会や発掘

現場の見学会、調査の速報展を積極的に実施し、文化財保護の理解増進をはかる。未来の担い手育成のため、教職員・児童生徒向けの発掘調査現場の見学会などを実施する。

- ④ 総社歴史資料館では、総社古墳群や上野国府関連遺跡の調査で出土した豊富な遺物を市民が見ることができるよう、計画的に展示替えなどを実施する。粕川歴史民俗資料館では、昔のおもちゃなどを体験するスペースを作る。市内資料館に、本物の土器や瓦など遺物に触れるスペースを設置するなど、出土遺物の有効活用をはかり、多世代で楽しめるぬりえやペーパークラフトなどを作成、配布し普及・啓発するなど利用促進に取り組む。
- ⑤ 総社古墳群は、国史跡に指定され、歴史的価値づけが明確にされた。価値を市民と広く共有し、発信する。そのために調査の成果をパンフレットなどでわかりやすく周知し、専門家とも協力しシンポジウムなどの企画を実施する。総社二子山古墳の崩れた石室を復元保存するため国・県と協議する。
- ⑥ 国史跡相当に指定された上野国分尼寺跡の今後の保護計画を明らかにするとともに、国分尼寺跡の調査のこれまでの成果を高崎市とも協力し市民に発信する。
- ⑦ 観光政策課や観光コンベンション協会と連携し、市内の史跡情報を積極的に発信する。史跡等の案内板に AR、VR、QR コードを貼り、スマートフォンやタブレットから史跡、遺物情報を発信できるようコンテンツの充実をはかる。
- ⑧ 正規雇用で期間の定めのない雇用の図書館司書並びに学校司書を採用し配置する。
- ⑨ 住民の要望に応える情報提供ができるよう、図書館本館・分館・子ども図書館の図書資料の購入予算を増額する。改訂本の更新を強化し、蔵書新鮮率の引き上げを図る。
- ⑩ こども図書館の新本館への移転後の跡利用は、元気プラザ 21 から完全に撤退するのではなく、こども図書の配架スペース、読み聞かせなどのイベント開催スペースを残す。
- ⑪ 県立図書館と市立図書館本館の機能連携により県立図書館、市立図書館双方のサービスを低下させない。
- ⑫ 県民会館は、大ホールだけを前橋市のまちづくり公社が指定管理者として3年間管理し、県民・市民に貸し出しているが、本市にとっても重要な文化活動の拠点であるので、小ホール、会議室やレストランも必要な改修をしながら継続的に活用できるように県に求めるとともに、県と再度利活用方針を話し合う。

- ⑬ 前橋文学館のホールは、防音化し「楽器を使用するもの」「声楽等の音楽関係」を禁止する利用規定を見直し、市民が音楽、演劇などの文化行事で利用できるようにする。

7. 雇用対策と中小企業・農業・観光支援策の充実について

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大で売上が減った個人事業主と小・中規模事業者を支援するため、2020年から開始された実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が始まっている。物価高騰の影響もあり、返済が困難となる事業者が増えることが懸念される。返済が難しい事業者については、群馬県とも連携して金融機関に対して、金利減免や返済額の減額・猶予など条件緩和の対応をするように要請する。
- ② 経営危機が続いている中小企業に対して、経営安定資金の返済期限の延長などを支援し、再度の経営安定資金の支給や制度の延長を国に求める。
- ③ 個人事業主や中小企業を対象に、各種経営・生活支援制度の案内や相談を県・商工会議所・商工会・金融機関と合同で受ける経営相談会を市が主催して四半期ごとに行う。
- ④ インボイス（適格請求書）は、煩雑な事務負担を中小業者に押し付け、免税業者を取引から排除するので国に対し廃止を求める。
- ⑤ まちなか既存店支援補助金、買い物利便性向上支援事業補助金、遊休不動産リビルド支援事業補助金を市内全域に拡充実施する。
- ⑥ 住宅リフォーム補助事業は、市民に誤解されやすい空き家対策事業としての位置づけを改め、老朽住宅の改修事業として独立させて、助成限度額・助成率の引き上げ、予算総額の増額をはかり経済波及効果を高める。年度途中で予算を超過する申し込みがあった場合は、予算を増額して対応する。
- ⑦ 中小事業者の経営相談などを継続的に実施している前橋民主商工会が「前橋市産業ビジョン協議会」への参加を希望している。早期参加をめざして協議会に諮る。
- ⑧ 赤城山をはじめ歴史文化など多様な地域資源を活用して観光ブランドの創出を図るとともに、豊かな農業資源を生かした特産品を創出し、付加価値の高い観光産業の形成を図る。また、スローシティエリア内については食に係るイベントだけではなく、市の関係各課及び観光コンベンション協会、道の駅の指定管理者等が連携し、美術館、陶芸、児童演劇、郷土芸能などの芸術にも光を当てて、子どもから大人までが楽しめるイベントを企画して観光誘客を進める。

- ⑨ 富士見・大胡・荻窪の3つの既設道の駅と「道の駅・まえばし赤城」の連携を進めるとともに、とくに既設道の駅の安定的な集客や経営継続に向けての各種支援策を充実する。
- ⑩ 「道の駅・まえばし赤城」の農畜産物直売所の商品の販売価格が高すぎるという声が寄せられている地元。市民の顧客を安定的に維持し拡大するためにも価格設定を慎重に検討するよう運営事業者と協議を急ぐ。さらに直売所およびフードコートの運営にあたっては、市内農業の振興に結びつくような販売となるよう一層努力するように運営事業者に要請する。農産物出荷農家の収益状況を市が把握し、課題を明確にする。
- ⑪ 赤城山の観光客数が低迷している。群馬県が進める県立赤城公園の活性化に向けた整備については、自然保護に留意しながら観光誘客につながる整備事業を明確にして県と連携し進める。
- ⑫ 現在は、若年層を中心としているジョブセンターまえばしの再就職相談支援窓口を中高年も含めて対象者を拡充するとともに、市民に周知する。
- ⑬ 正規雇用を対象とした、市内企業への市独自の新規雇用促進補助制度を創設する。
- ⑭ 事業所やイベントでの出店が中心のキッチンカー導入支援にとどめず、高齢者など買い物に困難な市民を支える宅配事業・移動販売などの事業者支援を拡充する。
- ⑮ 地元中小企業、特に、中小零細企業（業者・商店）にも受注の機会が保障され、広く仕事確保ができるように分離分割発注などを行う。また、関係団体と連携し小規模事業者登録制度の周知を強化し、さらなる発注件数・金額の増加で公共施設の修繕につとめる。
- ⑯ 農地の相続税、贈与税の軽減・猶予制度の充実、市街化区域内農地の固定資産の評価額の大幅引き下げ、現況農地に対する宅地並課税の廃止等で農地の保全・生産緑地の保全・環境の保全をはかる。そのために国・県への働きかけと独自支援策を行なう。
- ⑰ 青年就農者給付金(農業次世代人材投資事業)の要件の緩和を国に求め、市独自の上乗せである農業委員会の新規就農者奨励金制度を拡充し、新たな農業の担い手を増やす。
- ⑱ 農業機械の導入助成制度は、農業法人・集落営農法人・認定農業者にはさらに増額し、小規模農家も高齢化対策・遊休農地対策として助成対象とするよう国に働きかけ、市独自の支援も強める。

- ⑱ 鳥獣被害の実態を早急に調査し、電気牧柵などの設置助成基準を緩和するなど、農業生産者の農業継続意欲を支援する。また、猟友会への鳥獣捕獲補助金を増額する。
- ⑳ CSF・豚熱感染防止策は、国・県と連携し、ワクチン接種の空白期間の感染防止対策を研究するとともに、家畜伝染病予防法に基づく感染した場合の全頭殺処分の是非についても検討する。また、殺処分豚の補償金の支払いを養豚事業者に迅速に行うよう国・県に求める。
- ㉑ CSF で殺処分した豚の埋却地の環境を保全し地下水汚染を防止するため、長期間にわたって安全管理を実施するよう国・県に求めるとともに、市独自の対策も強める。
- ㉒ 石油高騰対策を国・県に求めるとともに、市独自で市民の暮らしの負担増を軽減するため、生活保護世帯やひとり親世帯などの低所得者世帯への灯油購入助成を実施する。

8、まちづくりについて

- ① 都市計画道路は莫大な予算が必要となるので、新規の都市計画道路事業は精査・縮小し、生活道路の改修に予算を回す。
- ② 千代田町中心拠点地区の再開発事業は、前橋市財政の過大な投入とならないように、規模及び設計・仕様については詳細な検討を求め決定していく。
- ③ 東街区の教育施設に共愛学園の小中一貫校が選定されたが、飲食店が立ち並ぶ中心街や校庭もない環境では、教育環境としてふさわしくないのではないかという市民の声が上がっている。こうした市民の不安に応えるためにもしっかりと説明責任を果たすように教育施設設置者に求める。
- ④ 優良農地を買収して大規模な工業団地を造成し分譲を続ける産業政策を改め、市内の中小企業を直接支援する域内循環型の産業政策に転換する。
- ⑤ 市の人口密集地区に居住や事業所等を集中させる立地適正化計画を見直すとともに、中心市街地に重点化してすすめられている大規模な民間再開発事業への過大な投資をやめ、広く市民や事業者の意見を尊重し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める。
- ⑥ 市民要望の強い身近な生活道路や水路・側溝を優先して整備する。特に通学路については、道路の拡幅、歩道の整備、信号機の設置、白線やグリーンラインの引き直し、カーブミラーやガードレールの設置などで危険個所の計画的な整備・改修を急ぐ。

- ⑦ 通学路の防犯灯の設置事業が令和5年度で終了する予定になっているが、まだ設置要望があるので、引き続き新年度も事業を継続する。
- ⑧ ゲリラ豪雨や集中豪雨による氾濫などを防ぐためにも、県管理の河川の護岸改修や浚渫や雑木の伐採を県に求める。
- ⑨ 市営住宅は3割を超える空き部屋解消のため、長寿命化計画を抜本的に見直す。修繕維持管理予算や入居者が退去した際の修繕予算を大幅に増額し、大規模修繕とエレベーター、ユニットバス（風呂釜と浴槽）の設置、バリアフリー改修を進めて、快適な居住環境の提供と空き部屋解消を急ぐ。また、国に大規模改修予算の拡充を求める。
- ⑩ 市営住宅の2階以上に入居している高齢者の住み替えを促進する。住み替え時の既存住戸の原状回復の経済的負担や新規入居のための敷金納付などの負担を軽減する。
- ⑪ 市営住宅の保証人は不要となったが、一人暮らしの高齢者の身元保証人(印鑑証明提出)の確保義務が、入居を困難にしている。民生委員や生活保護のケースワーカーなどで代行できるよう制度を改善する。
- ⑫ 高齢化と入居者の減少により市営住宅敷地内の中低木の刈込や管理が住民の共益費などの負担では困難になっているので、中低木の刈込に対して市が支援をする。
- ⑬ マイタクは長距離利用者が低額で利用できるように制度を改善する。年間利用回数を70回に減らしたが、通院などで利用回数の多い場合は、利用実態を十分把握して弾力的に利用回数を増やす制度改善を行う。また所得制限など、登録条件の変更は行わない。
- ⑭ タクシーを呼んでもすぐ来てもらえないという声が利用者から上がっている。普通二種免許取得のための費用の援助など運転手確保のための支援策を市が行う。タクシープールを市内各所に増やす。
- ⑮ ふるさとバス・るんるんバスは、運行車両を小型化して車両台数を増やし、停留所方式からドア・ツー・ドアに改善する。
- ⑯ 現在、上毛電鉄の再構築協議会にて沿線住民に向けたアンケート調査を実施しているが、今後も上毛電鉄の存続に向けて、県、沿線自治体と支援を継続していく。
- ⑰ 下川淵、田口、芳賀、清里などの周辺地区から市内中心部への、買い物、通院の足を確保するため、バス路線の見直しや接続を改善する。

- ⑱ 駒形駅のバス発車時刻と電車到着時刻とのアクセスが悪いので、バス時刻表の整合性を図る。
- ⑲ 広瀬団地は2千戸を超える大規模団地でありながら、路線バスが減便され平日6本、日曜日は0本になっている。バスの本数を増やすように事業者に要請する。
- ⑳ 市内の老朽化している体育・スポーツ施設の維持管理・改修予算を増額する。特に前橋総合運動公園のプールは錆びたビスの落下等があったので改修を急ぎ利用者の安全を確保する。
- ㉑ 六供の温水プールの存続を望む住民の声に応え、代替地を確保して新たに整備する。
- ㉒ 公園の管理予算を十分に確保して、遊具、トイレなどを計画的に整備・補修する。また、公園愛護会の対象とする面積要件を弾力化し小さな公園も対象にするとともに、報奨金を増額する。
- ㉓ 大規模公園の指定管理にパーク PFI は導入せず、公園管理面積の拡大に合わせて必要な維持管理予算を確保し、直営を維持する。
- ㉔ 老朽化し大木化した公園の木が倒れたり、道路上に伸びた街路樹の枝による事故が発生している。樹木医などによる木の健康状態などの総点検を行うとともに、予算を増やし、安心安全な管理をおこなう。
- ㉕ 水道事業の安定経営と水道料金の引き上げを抑制するためにも、県企業局と協議して県央第1・第2水道への依存率を減らし、原水単価の安い地下水の利用率を高める。
- ㉖ ライフラインである水道料金の滞納世帯や滞納事業者には安易に給水停止を行わず、暮らしや経営の実態を充分把握し、徴収を猶予するとともに、ひとり親世帯や生活困窮世帯に対する減免制度を創設して救済する。
- ㉗ 水質浄化センターの更新にあたって、市は PPP/PFI 可能性調査を実施し、DBM 方式を決定した。業者選定にあたっては、事業計画を十分精査し、事業者の過大な収益や、市民負担増につながる収支計画にしない。
- ㉘ 県道前橋長瀬線の小相木町信号から大利根町信号までの間の道路拡幅及び歩行者や自転車の安全通行を確保するため、早急に事業化するよう県に要望する。特に、前橋育英高校付近の道路は自転車通学の生徒が集中することから、最優先で整備するよう県に求める。

- ⑳ 新前橋駅の東西連絡通路を全面改修し、通行者の安全対策を実施する。同通路上の点字ブロックの凹凸や破損が起きている部分については、早急に対応をとる。そのために JR と協議する。

9、環境対策の充実について

- ① 苗ヶ島の大規模木質火力発電所は、今も近隣住民に騒音被害や地下水の温度上昇被害などを及ぼしている。事業者が環境配慮計画に定めている排気ガスや焼却灰の放射能汚染の測定値の公表もしていない。発電事業者・燃料事業者に直ちに騒音防止策と各種測定データの公表を求めるとともに、公害防止措置を求める。また、市は、地元住民や市議会議員の発電施設内への立ち入りを認め運転状況を説明するよう事業者に要請する。
- ② 「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を改正し、太陽光発電は規模の大小を問わず発電事業者が設置する場合は、市内全域を届け出許可制度にするとともに、生活環境の保全を最優先に近隣住民の同意を許可条件にして施設設置や管理の基準を定め、災害発生や近隣住民への被害防止を図る。
- ③ 環境基本計画の CO₂ 削減目標はパリ協定を踏まえ気温上昇を 1.5 度未満に抑えるための水準にするよう国に求めるとともに、市の施策を推進する。また、市の計画はごみ全体の焼却量を削減することで、CO₂ 削減量を総合的な視点から設定し、2030 年までに、2013 年比で 31%減らす目標であるが、国は 2050 年に CO₂ 排出実質ゼロを目指している。国の削減目標に沿って市のごみ焼却に伴う CO₂ 排出を減らすうえでも、市の実行計画で一般廃棄物中に含まれる廃プラスチック類の割合が増加していることが問題と指摘している点を重視して、プラごみ焼却削減の数値目標を明確にするるとともに分別回収の対象とする。
- ④ ごみの高齢者戸別収集は、今後とも利用者が増えることが見込まれるので、関係各課と連携し、安否確認などの役割を明確にして事業の位置づけを高めて予算も増額し、いっそうの制度充実を図る。
- ⑤ 群馬化成産業の施設の老朽化にともなう悪臭被害が発生し続けている。事業主に独自の施設改修を求めるとともに、抜本的な悪臭防止対策を県と連携し強化する。
- ⑥ 滝窪町に建設予定の安定型産業廃棄物最終処分場は、地下水や河川、周辺環境への悪影響を心配する地元自治会などの反対の声を受け止め、計画を許可しない。

- ⑦ 石炭火力発電の新設や原子力発電の再稼働は行わないよう国に求める。あわせて、原子力に依存しない社会への移行を目指し、代替エネルギーの確保と再生可能エネルギー等の導入促進のために必要な施策をより積極的に推進することを国に求める。東電柏崎刈羽と東海第2原発の再稼働の中止と原発ゼロの政治決断を国に求める。
- ⑧ 市として省エネと自然エネルギーの導入を積極的に実施する。また、公共施設や福祉施設、教育施設への太陽光発電等の自然エネルギーの導入を促進する。新エネルギーの市民への利用促進のため各種補助金の拡充を行う。
- ⑨ 六供清掃工場の余剰エネルギーを市の主要施設で活用する自己託送事業が実施されているが、レベルアップして地元企業や金融機関に出資を求めて本市独自の地域新電力会社を早期に立ち上げる。市が稼働しているすべての太陽光発電施設や小水力発電施設の電力も買い入れて、市民や事業者を提供するエネルギーの地産地消を推進する。
- ⑩ 本市が独自に行っている「新エネ・省エネ機器導入補助」の補助内容に太陽光パネルの設置を加え、新築・既築住宅などへの普及を進める。住宅への太陽光パネルと蓄電池の普及を強化するため補助額の増額をはかるとともに、事業予算を抜本的に増額する。国・県に対しても補助の実施を要望する。
- ⑪ 景気対策として効果のある市独自の「省エネ家電購入補助事業」を来年度も実施する。

10、防災・減災体制の強化について

- ① 自主防災会の未設立地区の解消を目指すとともに、災害避難訓練や市の出前講座を活発に行い防災タイムラインの普及、学習の機会を通じて、洪水や地震、土砂崩れなど災害時の避難場所を日常的に充分周知する。消防局、市職員が自主防災会に防災アドバイザーとして参加し、活動を支援する。女性地域リーダーの育成・配置をする。
- ② 避難情報の発令の基準を見直したが、ゲリラ豪雨などで河川が増水し緊急避難が迫られた場合や、福祉施設や避難行動要支援者などへの避難誘導について確実な対応を推進する。また、災害時の迅速な情報発信と情報内容を充実する。
- ③ 現在市内に防災行政無線は86機設置されている。無線の届かない空白地域を調査し増設及び機能強化を図る。災害情報を伝達手段として防災無線の届かない地域に対しても防災ラジオを低価格で普及する。

- ④ 高齢者や障害者などへの「高齢者避難情報コールセンターサービス」事業は、先進事例を学んで、福祉担当課や防災担当課及び地域・自治会等と連携し、体制の充実・強化を図り実効ある事業にする。
- ⑤ 民間施設や公的施設、大型商業施設などに協力要請し、避難所を各所に増やす。農協ビル、けやきウォーク前橋、産業技術センターや公社総合ビルなど県と連携し、緊急に避難できる施設を増やす。
- ⑥ 住宅の耐震診断・補強工事の補助金を拡充する。

11、平和施策の充実について

- ① ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのパレスチナ・ガザ地区の無差別攻撃・蛮行に対して、市としても平和首長会議と連帯して即時停戦と平和的解決に向けた日本政府の外交努力を求める。
- ② 特定秘密保護法、集団的自衛権の行使を明記した安保法制、共謀罪法など立憲主義に反する諸法律の白紙撤回と憲法 9 条を厳守するよう国に求める。
- ③ 来年度の防衛予算の 2 倍化や 5 年間で 43 兆円の大軍拡計画、長距離ミサイルなど敵基地攻撃能力の保有、殺傷武器輸出などの撤回を求めるとともに、2021 年 1 月 22 日に国連で発効した核兵器禁止条約に直ちに署名し批准するよう国に求める。
- ④ 米軍横田基地の飛行訓練空域が群馬県上空に設定されている。米軍ジェット機の低空飛行訓練の中止を求める。また、米軍および自衛隊が欠陥輸送機の CV-22 オスプレイを横田と木更津基地に配備し増強を計画している。住民に不安を与え、墜落の危険も高いので、市街地上空での飛行訓練の中止と配備を撤回するよう国に求める。
- ⑤ 病院・学校・保育所など市街地上空で飛行訓練を行わないという日米地位協定が守られていない。直ちに協定厳守を米軍に申し入れるよう国に求める。
- ⑥ 米軍や自衛隊が飛行訓練を自治体に事前通告する約束が守られていない。米軍や自衛隊に是正するよう国に求めるとともに、自治会や市民にジェット機やオスプレイの飛行の目撃情報を市に提供するよう要請する。

- ⑦ 平和予算を増額し、市職員の広島への平和式典派遣を復活させ、市内の小中学生を対象にした広島・長崎・沖縄への「平和ツアー」を企画する。
- ⑧ 世界で唯一の被爆国として、非核と憲法9条を守りぬく意思を表明する取り組みとして「非核平和都市宣言」の垂れ幕やパネルを市内各所に恒常的に設置する。
- ⑨ 来年度中に開設予定の仮称「平和資料館」を、復興記念館にとどめず前橋空襲や戦争の悲惨さと平和の尊さを風化させない教育と学習研究の拠点にするとともに、平和・戦争に関する資料の収集、保存に力を入れる。そのためにも必要な知識と学芸員資格を持つ正規職員を配置する。
- ⑩ 群馬県が計画している核シェルター建設の中止を求めて、暮らし・福祉・教育の充実に予算を回すよう求める。
- ⑪ 政府は土地利用規制法に基づく「注視区域」の候補に赤城山無人中継所を提示している。登山者や観光客などへの監視などが強められないよう、政府に申し入れる。
- ⑫ 自衛官募集のため住民基本台帳を抽出し閲覧させているが、個人情報保護の観点から直ちに中止する。
- ⑬ 前橋市及び市が参加する実行委員会、自治会などが主催する各種まつりや行事に自衛隊の参加を認めない。

12、ジェンダー平等と市民の暮らしに寄り添う行政の推進について

- ① 男女共同参画の施策・検討を充実させ推進するため、男女共同参画係を課・室に体制を格上げ強化し女性の地位向上とジェンダーフリーを推進する。
- ② 女性の就労機会の拡大、男女間の賃金格差の是正をめざし、関係機関とも連携し技術習得、資格習得講座等を行ない就労条件（職場環境の改善）の向上に努める。
- ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメントなどの相談を受ける常設の「相談窓口」の充実と周知、県との連携も強め即応体制のとれる「シェルター」と支援体制を強める。DV被害者の自立支援のための福祉的援助や住宅確保など総合的支援を国・県に要望する。

- ④ ハラスメント根絶のための周知啓発を強めるために、市民や事業者対象のセミナーを開催する。
- ⑤ 市職員・指定管理者職員などが個人として尊重され、快適に働き続けることができる職場環境を保障するため、ハラスメントを受けた職員が相談できる第三者相談窓口を設置するとともに、ハラスメントの実態を把握するために全職員を対象としたアンケート調査を実施する。
- ⑥ LGBTQ の社会的認知をすすめるため、人権擁護施策を推進し、生活向上と権利拡大を推進する。とくに、性的指向または性自認を理由とする差別解消の推進施策の計画を定め環境整備を行う。また、同姓パートナーシップを周知する。
- ⑦ 税・公共料金の滞納、離婚、DV、パワハラ、セクハラ、不登校、引きこもり、失業、病気、介護など問題を抱える相談を総合的に受けるワンストップ相談窓口を開設する。生活困窮者には、生活再建につながる丁寧な相談や伴走型の支援を行う。
- ⑧ 本庁舎・支所で市民に親切丁寧な対応をできるように、総合窓口を設置して市民サービスの向上に努め、窓口職員数を増やし体制強化をはかる。
- ⑨ ジェンダーフリーの観点から、多目的トイレを学校、公共施設、公園などに増設する。多目的トイレは、「誰でもトイレ」と表示するなど、性別、障害の有無などを問わず利用できるよう表示を工夫する。
- ⑩ 市内自治会で公金横領事件が発生した。再発防止のためにも自治会の会計処理をオープンにして欲しいという市民の声が強まっている。自治会会計の適正処理を確保するための指導を具体化する。
- ⑪ 市営住宅など自治会が実施する除草や清掃に参加できない市民に出不足金を徴収している場合が多いが、徴収金額が高くなったり、高齢者などへの免除措置をとっていない例もある。市として実態を把握し行き過ぎた徴収基準などの見直しを指導する。